

# 株式会社 安定のBの職業生活の推進に関する法律に基づく行動計画

「女性活躍推進法」に基づき、女性の職業生活における活躍の推進を実施・計画し、十分に能力を発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

## 1 計画期間

2026年4月7日～2029年3月31日（3年間）とする。

### 目標 1

対象職員の育児休業取得率100%および出産後の復職率100%を目指す。

### 目標 2

対象職員のリフレッシュ休暇の取得率100%

※リフレッシュ休暇・・・有給休暇、特別休暇、公休を組み合わせる最大連続7日間の休暇を取得できる制度

### 目標 3

セクシャルハラスメント・パワーハラスメント等のハラスメントに関する研修を、毎年1回以上行う。

## <取組内容>

2026年4月～

- ・ 育児休業制度の内容や当社における取得状況を会議・社内ミーティング等で継続的に周知。
- ・ リフレッシュ休暇取得を訴求するとともに、業務シフト作成時に希望をヒアリングの上で確実な取得を目指す。
- ・ 定期的な面談を行うとともに、必要であればハラスメントに関する専門家を呼んで研修を行う。